

# 運営推進会議

## ■ 目 的

介護保険法により設置され、利用者・市町村職員・地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的とする。

## ■ 開 催

概ね2ヶ月ごとに開催（年6回）

## ■ 運営推進会議委員構成

利 用 者 代 表	1名
利 用 者 家 族 代 表	1名
地 域 住 民 代 表	1名
地域包括支援センター職員	1名